

令和 6 年 2 月 29 日

経企連 2024-27

## 日本年金機構運営評議会による提言

情報提供先	相談センター <input checked="" type="checkbox"/>	社労士会 <input checked="" type="checkbox"/>	健保協会 <input type="checkbox"/>	機構健保 <input type="checkbox"/>
-------	--	--	-------------------------------	-------------------------------

目的・趣旨	令和 6 年 2 月 1 日に開催された第 56 回日本年金機構運営評議会において取りまとめられた提言（別添 1）を情報提供します。
事務連絡の内容	<p>日本年金機構運営評議会（以下「運営評議会」という。）は、日本年金機構法第 28 条の規定に基づき、被保険者、事業主、年金給付の受給権者等の意見を日本年金機構の業務運営に反映させることを目的として設置しています。（例年 3 か月に 1 回程度開催）</p> <p>今般、令和 5 年 7 月から令和 6 年 2 月までの間に開催された会議の議論を踏まえ、運営評議会による来年度の日本年金機構の業務運営に対する提言が取りまとめられました。</p> <p>本提言の主なテーマは、基幹業務の着実な推進、デジタル化の更なる推進、年金委員や市区町村といった関係機関との連携強化、制度改正への確実な対応及び働き方改革・女性活躍の継続した取組の推進となっており、今後、日本年金機構は本提言の内容も踏まえた対策を講じていくこととなります。</p> <p>なお、理事長から厚生労働省大臣官房年金管理審議官に対し、本提言による対策への協力・連携を依頼することとなります。</p>
別添資料	【別添 1】提言 【別添 2】（参考）日本年金機構運営評議会について

「要報告」の場合	
報告期限	—
報告先	—

テレビ解説対象

日本年金機構  
理事長 大竹 和彦 殿

日本年金機構運営評議会  
座長 菊池 馨実

## 提 言

日本年金機構(以下「機構」という。)は、令和5年度の組織目標を「制度を実務に - 全ては現場から -」とし、年金制度の適切な業務運営による国民生活の安心と安定の確保に向け、本部は現場のために、現場はお客様のために組織一丸となって基幹業務の実績を着実に積み上げるとともに、オンラインサービスを拡充し、お客様の利便性の向上を図ってきた。また、女性・男性とも働きやすい職場環境の整備にも取り組み、時間外勤務の縮減、育児休業取得率の向上等の成果を挙げた。

令和6年度においても、機構がお客様に信頼され続けることができるよう、基幹業務の実績及びお客様サービスについて更なる高みを目指すとともに、「働き方改革」「女性活躍」の取組を更に推進し、女性・男性ともに意欲を持って働ける職場環境の確立に努めることが重要となる。

なお、これらの対応に当たっては、厚生労働省と連携し、業務量等に応じた必要な予算・人員を確保するとともに、地域を基盤とした包括的相談支援体制の機能の一端を担うために、市区町村や他の相談支援機関との連携の更なる強化に向けて引き続き取り組むことが肝要である。

これらを踏まえ、私たち運営評議会として下記について提言する。

### 記

1. 引き続き、年金制度を実務として正確かつ公正に運営し、確実な適用・徴収、正確な給付等の基幹業務に安定的かつ着実に取り組むこと。

特に、国民年金に関しては、納付率の更なる向上に向け、増加する外国人への対策や、納付率が低調な大都市圏の要因分析を踏まえた効果的・効率的な対策に取り組むこと。厚生年金保険の適用に関しては、令和6年10月に短時間労働者の適用拡大の施行が控えていることを踏まえ、対象事業所への徹底した周知・調査など、確実な適用に向けた各種施策に取り組むこと。

また、年金制度に対する正しい知識を深め、制度加入や保険料納付等の重要性を理解することにより、無年金者・低年金者となることを防止するため、地域、企業、教育等の様々な場において、関係機関とも連携を図りつつ、年金制度の普及等に取り組むこと。

更に、令和6年12月の健康保険被保険者証の廃止に向け、適用業務を担う機構においては、協会けんぽと協力しつつ、適切に取り組むこと。

2. 「紙をなくす・紙を移動させない」事務処理を実現し、誤りを減少させつつサービスを向上させることを目指して取り組んできたデジタル化について、従来の対面型サービスのニーズにも留意の上、多様化するチャネル体系を整理しつつ推進し、お客様の事務負担の軽減及び利便性向上、機構内部における事務処理の効率化・正確性の確保を更に図ること。

なお、デジタル化の推進に当たっては、多くのお客様がメリットを実感できるよう、地域のセミナー等の場を活用し、年金制度の正しい知識の普及とともにオンラインサービスの利用促進に取り組むこと。

3. 年金委員の活動が更に活性化するよう、活動内容の充実に向けた対応に引き続き取り組むとともに、年金相談事業が様々な生活への不安を抱えている方を地域の相談支援のネットワークへつなげるための端緒となりうることから、引き続き市区町村や他の相談支援機関との連携強化等に努めること。

4. 次期年金制度改正等の議論を適切にフォローし、実務を担う立場から、厚生労働省との適時適切な情報共有を一層進めるとともに、お客様のニーズやサービスの向上の観点などを踏まえて、厚生労働省に必要な提言等を行うこと。

5. 安定的・効率的に業務運営できる体制を継続させるため、業務量調査等を踏まえた人的資源配分を適切に実施するとともに、引き続き「働き方改革」「女性活躍」に関する各種施策に取り組み、男女問わず、個々人の生活と仕事が両立できる職場環境の構築を更に推進すること。

これらについて、厚生労働省と連携して取組を行うとともに、今後も制度改正等により業務量の増加が見込まれる中で、必要な人員・予算等の確保、人材育成に努めること。

以上

## (参考) 日本年金機構運営評議会について

## 1. 目的 (運営評議会規程 (規程第 5 号) 第 1 条)

日本年金機構法及び日本年金機構業務方法書の規定に基づき、被保険者、事業主、年金給付の受給権者、その他の関係者の意見を日本年金機構の業務運営に反映させることを目的として設置されています。

## 2. 委員の構成・任期、座長 (運営評議会規程 (規程第 5 号) 第 2 条、第 3 条、第 4 条)

- ・ 運営評議会の委員は、11 人以内とする。
- ・ 委員は、適用事業所の事業主、被保険者及び年金給付の受給権者並びに業務の適正な運営に関して学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。
- ・ 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員は、再任されることができる。
- ・ 運営評議会に座長及び座長代理を置き、座長は委員の互選により選任し、座長代理は座長が指名する。

## 3. 運営評議会の機能・権限 (運営評議会規程 (規程第 5 号) 第 6 条)

- ・ 機構の理事長は、次の事項について、あらかじめ運営評議会の意見を聴かなければならない。
  - 機構の中期計画及び毎事業年度の年度計画
  - その他、理事長が必要と判断する業務運営に関する重要事項
- ・ 運営評議会は、理事長から求めがあったもののほか、幅広く改善意見を提案することができる。
- ・ 運営評議会は、理事長に対し、機構の業務運営の状況や提案した改善意見に対する対応状況について、報告を求めることができる。
- ・ 理事長は、運営評議会から国に対する制度改善等の提案があった場合には、国に対し、当該提案について報告を行うものとする。

(参考)

日本年金機構法(抄)

(第二条第一項)

日本年金機構は、その業務運営に当たり、政府管掌年金が国民の共同連帯の理念に基づき国民の信頼を基礎として常に安定的に実施されるべきものであることにかんがみ、政府管掌年金事業に対する国民の意見を反映しつつ、提供するサービスの質の向上を図るとともに、業務運営の効率化並びに業務運営における公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

(第二十八条)

機構は、第二条第一項の趣旨を踏まえ、被保険者、事業主、年金給付の受給権者その他の関係者の意見を機構の業務運営に反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(日本年金機構と運営評議会の関係 (運営評議会規程 (規程第 5 号) 第 6 条) )

## &lt;日本年金機構&gt;

理事長は、以下についてあらかじめ運営評議会の意見を聴かなければならない。

- ①機構の中期計画及び毎事業年度計画
- ②その他、理事長が必要と判断する業務運営に関する重要事項



## 運営評議会委員名簿

(令和6年2月1日現在)

和泉 昭子	生活経済ジャーナリスト
植西 信博	TOHO ヒューマンセンター 常務理事・事務局長
◎ 菊池 馨実	早稲田大学 理事・法学学術院教授
佐保 昌一	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長
○ 嵩 さやか	東北大学 大学院法学研究科 教授
寺田 晃	全国社会保険労務士会連合会 副会長
西沢 和彦	株式会社 日本総合研究所 調査部 理事
庭野 めぐみ	日本テレビ放送網株式会社 報道局社会部専任副部長
古川 國久	シップヘルスケアホールディングス 株式会社 代表取締役会長 兼 CEO
真屋 尚生	一般社団法人 全国年金受給者団体連合会 会長代行
山本 たつ子	社会福祉法人 天竜厚生会 理事長

◎：座長      ○：座長代理

(五十音順・敬称略)